

市民局希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民局希望型指名競争入札実施要綱（平成24年6月1日施行。以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(決裁)

第2条 要綱第3条第2項の規定による入札参加資格要件の設定及び要綱第4条の規定による対象業務の概要等の公表については、施行決定（千葉市決裁規程（平成4年3月27日訓令（甲）第1号）別表第1「3財務に関する事項」（2）歳出予算及び債務負担行為の執行に規定する施行決定をいう。）の専決区分により決裁を受けるものとする。

2 要綱第6条から第8条までの規定による入札者の指名等については、対象業務に係る施行決定において決裁を受けるものとする。

(対象業務の概要等の公表)

第3条 要綱第4条の規定による業務発注表の公表は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページに掲載するものとする。

2 前項の規定による業務発注表のホームページへの掲載期間は、原則として当該入札参加申込みの受付期間と同日とする。

附 則

この要領は、要綱の施行の日から施行する。

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。